

樹木等保守管理業務仕様書

1 業務対象

本業務は、吹田市立岸部市民センター、吹田市立豊一市民センター、吹田市立千里丘市民センター及び吹田市立山田ふれあい文化センター(以下、「センター」という。)の樹木等を適切に管理し、センターの良好で衛生的な環境及び美観を保持することを目的とする。

2 業務内容

(1)樹木剪定、整枝

中木、低木を対象に年2回(夏、秋)実施する。

(2)除草

年1回(夏)

(3)殺虫剤散布

年2回(春、秋)

※豊一市民センターのみ、年4回(春3回、秋1回)

(4)施肥

年1回(冬)